

平成28年第4回砂川市議会定例会

平成28年12月5日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 28年 3定 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第20号 て
28年 3定 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
議案第21号 ることについて
28年 3定 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求め
議案第22号 ることについて
28年 3定 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め
議案第23号 ることについて
28年 3定 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求
議案第24号 めることについて
28年 3定 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定
議案第25号 を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3号 砂川市がん対策推進条例の制定について
議案第 4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定
について
議案第 7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定につい
て
議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

- 議案第 8号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

増井 浩一議員

武田 圭介議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月 5日
至 12月 8日 4日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

- 日程第 5 28年 3定 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第20号
- 28年 3定 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第21号
- 28年 3定 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第22号
- 28年 3定 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第23号
- 28年 3定 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を定めることについて
議案第24号
- 28年 3定 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を定めることについて
議案第25号
- 日程第 6 議案第 3号 砂川市がん対策推進条例の制定について

- 議案第 4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定
について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第11号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	増 山 裕 司 君		中 道 博 武 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	武 田 圭 介 君		辻 勲 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	小 黒 弘 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊

砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	湯浅克己
病院事務局長	氏家実
病院事務局審議監	朝日紀博
総務課長	安田貢
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	堀田一茂
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	峯田和興
事務局次長	佐々木純人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	渡部秀樹

開会 午前 9時59分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから平成28年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増井浩一議員及び武田圭介議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

6ページ、総務部市長公室課の関係では、1点目の砂川市庁舎建設検討審議会について、10月20日、11月17日に審議会を開催し、現庁舎の現状と課題、庁舎整備の必要性について承認を得たほか、庁舎建設に向けた基本的な考え方等について協議したところがあります。

次に、7ページ、7点目の砂川市政功労表彰式について、11月3日、地域交流センターゆうにおいて、市政功労者3名、貢献者1名の表彰及び永住功労者90名、高額寄附3件に対し感謝状の贈呈を行ったところがあります。

次に、8点目の市民活動等ステップアップ講座について、9月1日・8日、地域交流セ

ンターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味をお持ちの方々を対象に全2回の「市民活動等ステップアップ講座」を開催いたしました。講座では講師からの講話のほか、組織運営をテーマにワークショップを実施し、受講者11名、延べ23人の参加があったところであります。

次に、10点目の砂川市町内会連合会との懇談会について、11月1日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、11点目の砂川市地域防災訓練について、10月16日、北光小学校において、地震が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、北光小学校を避難所として指定している町内会・砂川地区広域消防組合・砂川警察署・砂川市防火協会・(株)NTT東日本・砂川青年会議所・陸上自衛隊滝川駐屯地に協力を要請し、125人の参加があったところであります。当日は、住民避難訓練・初期消火訓練・簡易居住場所づくり訓練等を実施したところであります。

次に、8ページ、政策調整課の関係では、4点目の砂川警察署の再編・統合についての説明会について、10月21日、砂川警察署の再編・統合についての説明会を開催し、38町内会39名の出席があったところであります。

次に、6点目の砂川市総合教育会議について、11月15日、第1回会議を開催し、いじめアンケートに係る集計結果、全国学力・学習状況調査結果について意見交換を行ったところであります。

次に、7点目の空知商工信用組合との地方創生に関する包括的地域連携協定について、11月28日、地方創生に関する地域経済の活性化に関する事項などの実施において、積極的な連携及び協力を行うことにより、産業の振興及び発展に寄与することを目的として、包括的地域連携協定を締結したところであります。

次に、9ページ、8点目のETC車載器搭載促進補助金について、8月から10月までの交付件数及び交付金額は54件、25万2,800円を交付したところであります。

次に、11ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動の推進について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、9月20日、交通安全祈願式典・交通事故をなくする市民集会を市内の団体、個人など253人の参加により実施したところであります。

次に、13ページ、社会福祉課の関係では、3点目の病児・病後児保育事業について、10月1日、砂川市立病院南館1階にて病児・病後児保育施設を開設し、利用登録申請の受け付けを開始するとともに、10月24日より児童の受け入れを開始したところであります。

次に、16ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目の観光宣伝活動について、

(1) 「北海道じゃらん」掲載の関係では、9月20日、株式会社リクルート北海道じゃらん発行の「北海道じゃらん」10月号に砂川SAスマートインターチェンジの利用と砂川市及び中空知エリアをPRする特集記事を砂川ハイウェイオアシス管理株式会社及び赤平市と連携して掲載し、情報発信を行ったところであります。

(2) なかそらち大収穫祭の関係では、9月24日・25日の2日間、砂川ハイウェイオアシス管理株式会社主催イベント「第2回なかそらち大収穫祭」が砂川ハイウェイオアシス館屋外北側において行われ、各種パンフレットの配布や「わが市・わが町PR」に出演し、PR活動を行ったところであります。

次に、23ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の8月から10月までの交付件数及び交付金額は、(1) 永く住まいる住宅改修補助金は20件、528万6,000円、(2) まちなか住まいる等補助金は16件、758万6,000円、(3) 高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は4件、59万9,000円、(4) 老朽住宅除却費補助金は3件、52万8,000円をそれぞれ交付したところであります。また、子育て支援として、子育て世帯に対し補助率の上乗せや補助金の加算を行っておりますが、(1) 永く住まいる住宅改修補助金は1件、5万4,000円を上乗せし、(2) まちなか住まいる等補助金は10件、140万円を加算してそれぞれ交付したところであります。また、移住定住促進として、砂川市に移住された方に対し新規移住祝金を交付しておりますが、4件、80万円相当の商品券を交付したところであります。

次に、25ページ、市立病院の関係では、2点目の病院祭について、10月8日、地域住民との触れ合いを深め、信頼され期待される病院を目指すため、第6回病院祭を開催いたしました。病院祭では、講演会、盲導犬チャリティーコンサートなどのイベントやジャグリングショー、キッズ落語、ボランティアラーメンのほか、職員による各体験コーナーなどを実施し、約700人の来場があったところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の北光小学校公開研究会の開催について、11月11日、学校課題の解決と児童・生徒への指導力の向上を目指して行われる公開研究会を北光小学校において開催いたしました。研究主題を「自らの考えを表現できる子どもの育成」とし、副題を「算数的活動を充実させた授業づくりを通して」とした公

開研究会には、管内から約120名の教員、関係者が参加し、公開授業と分科会で熱心な研究・討議が行われました。

2点目の各種行事の(1)小・中・高等学校合同音楽会開催について、10月21日、児童生徒が発表の場を通して交流し、情操の涵養と芸術・文化への理解・関心が高められるようにと、第58回小・中・高等学校合同音楽会を市内児童生徒480人が出演し、地域交流センターゆうで開催いたしました。

(2)砂川市書道美術作品展について、10月28日から11月10日まで、市内の幼稚園、小学校、中学校から合計629点出展され、地域交流センターゆうで砂川市書道美術作品展を開催いたしました。

次に、社会教育課所管では2ページになります。2点目の秋のあいさつ運動強調週間について、9月28日から30日に、あいさつ運動推進委員会が主催する「秋のあいさつ運動強調週間」を市内小中高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど58団体、1,855名の参加を得て開催いたしました。

3点目の生涯学習市民の集い「いってみよう！やってみよう！2016」について、10月1日、公民館において、社会教育委員の会議が主催する「生涯学習市民の集い」を北海道三井化学、三共建具工業、滝川錬成会、沼田町化石館、砂川地区広域消防組合、ネイパル砂川、砂川高校、公民館グループ・サークルなどの協力のもと、多彩な体験活動を行い、市民等408名の参加を得て開催いたしました。

5点目のジャリン子ハロウィーン2016について、10月29日、地域交流センターゆう並びに市内商店街において、ジャリン子ハロウィーン実行委員会が主催する「ジャリン子ハロウィーン2016」を砂川高校ESS部と砂川市近隣のALTの協力のもと、ハロウィーンの帽子・マントの衣装作成、ファッションショー、商店街でのパレードなどを行い、親子等約320名の参加を得て開催いたしました。

次に、公民館所管では3ページになります。1点目の市民大学について、第5回目を9月7日、第6回目を9月16日に公民館において実施いたしました。第5回は「認知症を学ぼう！～予防から介護まで～」と題し、砂川市立病院主任看護師、福田智子氏を講師に迎え、44名の参加、第6回は「伝えるのは命・繋ぐのは命」と題し、旭山動物園園長、ボルネオ保全トラストジャパン理事、坂東元氏を講師に迎え、54名の参加を得て実施いたしました。

2点目の第49回砂川市民文化祭について、10月15日、16日の2日間、地域交流センターゆうにおいて、市民文化祭実行委員会が主催する「第49回砂川市民文化祭」を発表団体として芸能部門39団体、文芸展示部門に40団体、発表者は合わせて約840名、鑑賞者は芸能部門、文芸展示部門合わせて約2,600名の参加を得て開催いたしました。

次に、図書館所管では、2点目の図書館リサイクル市について、11月3日、公民館に

において、読書週間事業として図書館で不要となった約3,000冊の本を市民に提供し、再活用していただくため、「図書館リサイクル市」を実施いたしました。

4ページになります。3点目の図書館お楽しみ会について、11月3日、図書館視聴覚スタジオにおいて、読書週間事業として「音」をテーマにしたお話と工作を子ども読書ボランティアの協力のもと、親子等53名の参加を得て実施いたしました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の全道大会への出場と結果について、9月4日に小樽市で開催された「第18回北海道ジュニア陸上競技選手権大会」に出場した砂川中学校陸上競技部1名の成績は、以下のとおりでありました。

2点目のはまなす国体開催記念・北海道中学生剣道錬成大会について、9月18日に総合体育館で第27回大会が開催され、全道各地から147チーム、選手808名の参加がありました。女子団体戦に出場した砂川錬心館は、1回戦敗退の成績でありました。

6点目の全国大会への出場と結果について、11月6日に兵庫県赤穂市で開催された「第28回忠臣蔵旗少年剣道大会」に砂川錬心館が出場し、団体戦・小学生の部で3回戦敗退、中学生の部で2回戦敗退の成績でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- ◎日程第5 28年3定議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 28年3定議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 28年3定議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 28年3定議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 28年3定議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 28年3定議案第25号 平成27年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第5、平成28年第3回定例会議案第20号 平成27年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成27年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第22号 平成27年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第23号 平成27年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第24号 平成27年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第25号 平成27年

度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） 平成28年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第20号から第25号までの平成27年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月14日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に佐々木政幸委員が選出され、10月3日及び4日の2日間にわたり委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第20号から第25号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、執行機関から発言訂正の申し出があり、下水道事業特別会計における武田圭介委員の質疑のうち、経費回収率の資料は持っていないと答弁した部分を持っていると訂正することについて許可いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより28年第3回定例会議案第20号から第25号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号から第25号までを一括採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

- ◎日程第6
- 議案第 3号 砂川市がん対策推進条例の制定について
 - 議案第 4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償

- に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 号 平成 28 年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2 号 平成 28 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第 6、議案第 3 号 砂川市がん対策推進条例の制定について、議案第 4 号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 号 平成 28 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 平成 28 年度砂川市介護保険特別会計補正予算の 12 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第 3 号 砂川市がん対策推進条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。がん対策に関し市、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者及びがん診療連携拠点病院の責務等を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市がん対策推進条例についてご説明申し上げます。

第1条は、目的の定めであり、がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し市、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者及びがん診療連携拠点病院の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びにがん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とするものであります。

第2条は、定義の定めであり、保健医療福祉関係者、がん患者等及びがん診療連携拠点病院に係る用語の意義を定義するものであります。

第3条は、市の責務の定めであり、市は、がん対策基本法の趣旨に則り、国、北海道、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、がん診療連携拠点病院その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、がん対策に関し必要な施策を実施すると定めるものであります。

第4条は、市民の役割の定めであり、市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的ながん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めると定めるものであります。

第5条は、保健医療福祉関係者の役割の定めであり、保健医療福祉関係者は、がんの予防、早期発見及びがん医療の提供並びにがん患者等が必要とする介護、相談支援及び情報提供に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めると定めるものであります。

第6条は、事業者の役割の定めであり、事業者は、従業員が、がんを予防し、又は早期に発見することができるよう環境の整備に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めると定めるものであります。

3ページをごらん願います。第7条は、教育関係者の役割の定めであり、教育関係者は、市その他の関係機関及び関係団体等と連携を図り、市民が、がんに関する理解を深めるための教育の推進に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めると定めるものであります。

第8条は、がん診療連携拠点病院の責務の定めであり、第1項は、がん診療連携拠点病院は、質の高いがん医療を提供し、がん医療水準の向上を図るとともに、市と連携してがんの予防及び早期発見等がん対策を推進すると定めるものであります。

第2項は、がん診療連携拠点病院は、がん患者等に対する相談支援及び情報提供等の充実を図ると定めるものであります。

第9条は、がんの予防の推進の定めであり、市は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣、ピロリ菌その他ウイルス等の感染及び社会環境が健康に及ぼす影響等がんに関する知識の普及啓発その他のがんの予防の推進に必要な施策を実施すると定めるものであります。

第10条は、がんの早期発見の推進等の定めであり、第1項は、市は、がんの早期発見を推進するため、がん検診の質及び受診率の向上を図るとともに、普及啓発を実施すると

定めるものであります。

第2項は、市は、がん検診を受診しやすい環境の整備及び対象者一人ひとりへの受診の勧奨に努めるとともに、がん検診の結果を集約してがん対策のために活用すると定めるものであります。

第11条は、受動喫煙の防止対策の推進の定めであり、第1項は、市は、受動喫煙を防止するため、健康増進法第25条に定める公共施設等において、禁煙及び分煙化の推進に努めると定めるものであります。

第2項は、事業者は、その事業の用に供する事務所、店舗、車両その他の施設において従業員及び当該施設を利用する者について、健康増進法その他の関係法令の趣旨に則り、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めると定めるものであります。

第3項は、市は、前項の規定により事業者が、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることができるよう情報提供その他の支援を行うと定めるものであります。

第12条は、がん対策に関する広報等の定めであり、第1項は、市は、がん対策に関する市民の理解及び関心を深めるため、広報活動その他の必要な施策を実施すると定めるものであります。

第2項は、市は、市民が、がん医療に関する適切な情報を得られるよう積極的にがん医療に関する情報の収集及び提供を行うと定めるものであります。

4ページをお開き願います。第13条は、がん医療の充実の定めであり、市は、がん患者が、そのがんの状態に応じた質の高いがん医療を受けることができるよう必要な環境の整備に努めると定めるものであります。

第14条は、がん登録等の推進への協力の定めであり、市は、がん登録等の推進に関する法律に基づき、がん登録等の推進に協力すると定めるものであります。

第15条は、緩和ケア及び在宅における療養の充実の定めであり、第1項は、市は、緩和ケアの充実が図られるよう必要な環境の整備に努めると定めるものであります。

第2項は、市はがん患者が住み慣れた地域で療養できるよう必要な環境の整備に努めると定めるものであります。

第16条は、がん患者等への支援の定めであり、市は、がん患者等の精神的、経済的不安を軽減するため、相談体制及び情報提供等の充実を図ると定めるものであります。

第17条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 議案第4号 砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市農業委員会の委員の定数を新たに定めるため、本条例の全部を改正しようとするものであります。

改正内容をご説明する前に、条例改正の概要を説明させていただきます。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、本年4月1日に施行されました。この改正により、農業委員の選出方法が、現行は選挙による委員及び団体からの推薦による委員とされていたものが、変更後は全ての委員について市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に一本化されました。また、選出方法の変更にあわせて、農業委員会から現行の委員定数を14人から1人削減し、13人とする意見の申し出が提出され、当該意見を検討するため砂川市農業振興協議会に諮ったところ、農業委員会の意見に異論がない旨の答申があったことから、砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、定数の定めであり、農業委員会等に関する法律第8条第2項による本市農業委員の定数は、13人とすると定めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年7月20日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第7号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当等を改定するとともに、介護時間に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては15ページ、議案第7号附属説明資料1の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項中、100分の80を12月支給分について100分の10引き上げ、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の100分の37.5を12月支給分について100分の5引き上げ、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5

に改めるもので、平成28年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、別表第2、別表第4、別表第5の給料表の改正であります。5ページから14ページが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、21ページから附属説明資料ナンバー2として改正後給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

職員に対する影響につきましては、行政職給料表で平均809円、0.26%の引き上げ、医療職給料表3で平均650円、0.2%の引き上げとなり、砂川市平均では804円、0.26%の引き上げとなっておりますが、現状といたしましては平成27年4月からの給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引き下げに伴い、4割弱の職員は経過措置として現給保障の給料額となっており、改正後の給料表が適用されず、引き上げとならないことから、実質的な影響額は抑えられるものであります。

16ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第8条は、扶養手当の支給の範囲の定めであり、第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同項中、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に第3号として、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を加えるものであります。

次に、第9条は、扶養手当の支給の額の定めであり、扶養手当の月額について配偶者については1万3,000円を6,500円に、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については1人につき6,500円を1万円に改めるもので、その他の扶養親族について一律6,500円とするものであります。

次に、第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項の6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90を6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ、100分の85に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分については100分の2.5引き下げ、100分の40に改めるもので、平成29年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、第39条の2は、住居手当の支給の額及び支給方法の定めであり、第1項の住宅所有者にあっては8,000円を2,000円引き下げ、住宅所有者にあっては6,000円に改めるものであります。

18ページをお開きいただきたいと存じます。第3条は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正であります。

第11条は、休暇の種類の定めであり、介護時間を新たに加えるため、同条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改めるものであります。

次に、第16条は、介護休暇の定めであり、第16条第1項中、職員がの次に「要介護者」を、支障があるものの次に「をいう。以下同じ）」を、介護をするための次に「任命権者が、市規則に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改めるものであり、職員が要介護者の介護をするため、通算して6月を超えない範囲内で介護休暇を3回まで分割して取得することができるようにするものであります。

次に、第16条の次に、第16条の2として介護時間の定めを加えるものであります。

第1項は、介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第2項は、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第3項は、介護休暇に関する第16条第3項の規定は、第1項の介護時間について準用することを定めるものであります。

次に、第17条は、病気休暇、組合休暇、特別休暇及び介護休暇の承認の定めであり、介護時間を新たに加えるため、見出しを含む同条中に「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。ただし、第3条及び附則第4項の規定については平成29年1月1日から、第2条及び附則第3項の規定については平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第3項は、扶養手当に関する特例の定めであり、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例第9条第1項の規定の適用については、配偶者及び満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子以外の扶養親族については1人につき6,500円、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については1人につき1万円を、配偶者については1万円、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については8,000円、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円、それ以外の

扶養親族については1人につき6,500円とすることを定めたものであります。

第4項は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置の定めであり、第3条の規定による改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で、平成29年1月1日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者の改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく期間を指定することを定めたものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、第5条は期末手当の定めであり、第2項の表中、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6カ月の100分の220を100分の10引き上げ、100分の230に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の100分の110を100分の5引き上げ、100分の115に、在職期間が3カ月未満の100分の57を100分の3引き上げ、100分の60に改めるもので、平成28年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、第5条は期末手当の定めであり、第2項の表中、6月に支給する期末手当の額について、在職期間が6カ月の100分の200を100分の10引き上げ、100分の210に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の100分の100を100分の5引き上げ、100分の105に、在職期間が3カ月未満の100分の52を100分の3引き上げ、100分の55に、12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6カ月の100分の230を100分の10引き上げ、100分の220に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の100分の115を100分の5引き下げ、100分の110に、在職期間が3カ月未満の100分の60を100分の3引き下げ、100分の57に改めるもので、平成29年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から

施行し、平成28年12月1日から適用するものです。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条は期末手当の定めで、第2項の12月に支給する期末手当の支給額について100分の220を100分の10引き上げ、100分の230に改めるもので、平成28年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条は期末手当の定めであり、第2項中、6月に支給する期末手当の支給の額について100分の200を100分の10引き上げ、100分の210に、12月に支給する期末手当の支給の額について100分の230を100分の10引き下げ、100分の220に改めるもので、平成29年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものです。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、砂川市税条例等の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては7ページ、議案第8号附属説明資料に基づきご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

附則第20条の4の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴う条文整理であります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成25年12月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものでございます。

附則第20条の3の改正は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することとされたことに伴う改正規定であります。

附則第20条の4の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、条文中の接続詞の見直しに伴う改正規定であります。

附則第35条の改正は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとされたことに伴う改正規定であります。

附則第36条の改正は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、市民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとされたことに伴う改正規定であります。

附則第37条及び附則第38条の改正は、附則第35条及び第36条の追加に伴う条の移動であります。

次に、5ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。

第1条は、この条例の施行期日の定めであり、平成29年1月1日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置の定めであり、第2条の規定による改正後の砂川市税条例附則第20条の3の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等もしくは特例適用配当等に係る個人の市民税について適用するものであります。

第3条は、国民健康保険税に関する経過措置の定めであり、新条例附則第35条及び第36条の規定は、この条例の施行日以後に支払いを受けるべき外国居住者等所得相互免除

法に規定する特例適用利子等もしくは特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものであります。

以上が外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正により砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、郵便差出箱に係る使用料を砂川市道路占用料徴収条例に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例であります。改正内容につきましては3ページの附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表は行政財産使用料の算定基準であります。その他の部の郵便差出箱について、1個につき年額470円を270円に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議案第5号の提案説明の中で、第2条の砂川市議会議員の議員報酬の一部改正のうち、12月に支給する期末手当の額について6カ月の100分の230を100分の10引き下げと言うべきところを引き上げと言いました。訂正しておわび申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第12号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条は期末手当の定めであり、第2項の12月に支給する期末手当の額について100分の220を100分の10引き上げ、100分の230に改めるもので、平成28年度の期末手当の支給率を定めるものであります。

第2条は、砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、第4条は期末手当の定めであり、第2項中、6月に支給する期末手当の額について100分の200を100分の10引き上げ、100分の210に、12月に支給する期末手当の額について100分の230を100分の10引き下げ、100分の220に改めるもので、平成29年度以降の期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものです。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 私から議案第10号、第11号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、道路法施行令に準じた道路占用料の額に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第10号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

道路占用料の額を定める別表（第2条関係）を改めるものであり、現行の道路占用料の額は、国道における道路占用料について大きな見直しが行われたため、道路法施行令に基づく国道の道路占用料に準じた額として平成21年4月1日に改正を行ったものであり、その後につきましては道路法施行令の改正が行われた際にも改正を見送ってまいりましたが、道道及び近年の他市の改正状況なども踏まえ、国道に準じた額に改めるものであり、あわせて引用条項などの条文整理を行うものであります。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、市営住宅の明け渡し請求の要件を追加するとともに、禁止事項等について規定の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第11号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第22条は、見出しを「入居者の保管義務等」から「入居者の保管義務」に改め、第3項を削るものであります。

第23条は、禁止事項等の定めであり、第6項として、入居者は、周辺の環境を見出し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならないを加えるものであります。

第38条は、市営住宅の明渡し請求の定めであり、第1項第3号中、入居者の次に「又は同居者」を加え、第6号を第7号とし、第6号として、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときを加え、第4項及び第5項中「第6号」を「第7号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第7号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,046万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億7,314万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してあります一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

12ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費で用地買収費1,975万8,000円の補正は、土地開発公社が市の先行取得用地として所有する土地6,531.72平米を、社会福祉法人砂川福祉会から地域密着型特別養護老人ホームの増築整備にかかわる用地として使用貸借の要望があったことから、所有者である土地開発公社より購入するものであります。なお、附属説明資料1として用地買収図を添付しておりますので、ご高覧願います。財政調整基金積立金1,946万6,000円の補正は、中空知ふるさと市町村圏基金出資償還金5,5

58万8,000円の償還に伴う積み立て及び補正予算の財源調整による減額分3,612万2,000円の差額を財政調整基金へ積み立てるものであります。

次に、同じく10目市民生活推進費でバス運行に係る各路線における収支不足額補償金であります。北海道中央バスが運行する路線において平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間における収支不足額に係る市町負担額について、路線距離数に応じた砂川市の負担率に基づき負担するもので、一つ丸、焼山線バス運行に要する経費の収支不足額補償金485万4,000円の補正は、市負担額1,301万3,000円について砂川市と歌志内市との間で砂川市の負担率37.3%に基づき負担をします。次に、同じく二重丸、上砂川線バス運行に要する経費の収支不足額補償金31万1,000円の補正は、市町負担額75万7,000円について砂川市、上砂川町との間で砂川市の負担率41.0%に基づき負担するものであります。同じく二重丸、滝川美唄線バス運行に要する経費の収支不足額補償金111万8,000円の補正は、市町負担額285万8,000円について砂川市、滝川市、奈井江町、美唄市との間で砂川市の負担率39.1%に基づき負担するものであります。同じく二重丸、滝川奈井江線バス運行に要する経費の収支不足額補償金138万8,000円の補正は、市町負担額222万9,000円について砂川市、滝川市、奈井江町との間で砂川市の負担率62.25%に基づき負担するものであります。

次に、2項1目徴税费で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費のうち、標準宅地時点修正委託料5万4,000円の補正は、北海道が実施した平成28年7月1日時点での地価調査において、市内の全調査地点で地価の下落が見られたことから、土地の適正評価のため、標準宅地5地点の鑑定評価を行うものであります。

次に、14ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費の二重丸、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業に要する経費7,487万4,000円の補正は、低所得者に対し、消費税率等の引き上げによる影響を緩和するため、適切な配慮を引き続き行うため、市民税が非課税で市民税が課税されている方に扶養されていない方を対象に、1人当たり1万5,000円を支給するための経費であります。

次に、16ページ、4款衛生費、1項4目環境衛生費の一つ丸、公衆浴場運営等補助金の公衆浴場設備整備費補助金97万5,000円の補正は、市内唯一の公衆浴場の施設修繕に伴い、補助するものであります。

次に、18ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金255万1,000円の補正は、熱意あふれる事業者の創出及び育成並びに商店街の活性化を図り、商業地域等の空き建築物を解消するために、空き建築物の活用により新規出店する者に対し改修費の一部補助するもの及び商業地域などに小売商業店舗等を新築する者に対し新築費用の一部を補助するものであります。

同じく3目観光費で一つ丸、宣伝誘致活動に要する経費の広告料73万5,000円の

補正は、レンタカーユーザーを中心に観光客の誘客を図るとともに、高速道路利用者の砂川SAスマートインターチェンジの利活用の推進を図るため、レンタカー会社などと連携し、配布している観光フリーペーパーに砂川の観光情報を掲載するものであります。

次に、20ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費、一つ丸、学校の管理に要する経費の北光小学校特別支援教室改修工事費377万8,000円の補正は、現在北光小学校では知的障害の児童1名、情緒障害の児童1名による特別支援教室があるが、砂川地区特別支援教育推進委員会において平成29年4月に言語障害の児童1名の当該小学校への入学が決定したことから、既存の視聴覚室及び図工準備室を3室の特別支援教室とする改修工事であります。備品購入費59万4,000円の補正は、中央小学校の除雪機が経年によりエンジン本体が故障したことから、新たな除雪機の購入費であります。

次に、22ページ、12款諸支出金、2項4目介護保険会計繰出金、一つ丸、介護保険会計繰出金6,000円の補正は、介護保険特別会計による地域支援事業の実施に伴う一般会計の負担分を繰り出すものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。14款国庫支出金で7,487万4,000円の補正は、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業費の国庫補助金であります。

16款財産収入で5,558万8,000円の補正は、中空知ふるさと市町村圏基金出資償還金であり、中空知広域市町村圏組合において基金総額10億円のうち6億円の基金を各市町へ返還することとしたことから、拠出割合により5,558万8,000円が償還されたものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、議案第2号 平成28年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,698万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の補正でアンダーラインを付しております、いきいき広場サービス事業費補助金4万9,000円は、現在高齢者のサロン活動として社会福祉協議会が実施しておりますいきいき広場につきまして、実施内容の充実が図られることから、これを介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスに位置けるとともに、当該事業に対して補助し、介護予防の増進を図るものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。

ます。3款国庫支出金で1万2,000円の増、4款支払基金交付金で1万4,000円の増、5款道支出金で6,000円の増、7款繰入金で1万7,000円の増は、いずれも歳出の地域支援事業費に対する負担、ルール分によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第3号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第3号 砂川市がん対策推進条例について総括質疑を行います。

初めに、がん対策について条例ができただけでは、実際のがん対策は不十分です。今までも、がん対策についてはさまざまな取り組みなどが行われてきました。従前以上の対策や啓発活動を行っていかなければ、条例はつくったけれども、大きくは何も変わらないはいけません。そこで、条例の実効性を持たせるために、市として今後はどのように市民理解や検診率の向上等、積極的にがんと向き合って市民意識の醸成等に努めていこうとしているのか。

2点目に、このたびの条例の中には、市民の役割や事業者の役割といった、がんが社会と密接に結びついていることの自覚を促し、自身や職場の健康管理に主体的にかかわってもらう必要があることを認識してもらわなければいけないと思います。社会の構成員として行政と一緒にあってがんに対する取り組みに協力してもらうことは、がんと闘っていくために必要不可欠なことです。条例で役割を定めることによって、実際に市民や事業者の皆さんにはどのようにして対策に協力してもらうことを想定しているのか。

3点目に、がんに対する教育は児童生徒だけではなく、社会教育、生涯学習の一環として成人教育も重要です。むしろ環境的要因は、成長してからの成人になってからのほうががんリスクを高める生活になってしまうことも少なくありません。そこで、あらゆる世代にがんについての教育が必要であると思いますが、条例に定める教育関係者の役割は他の自治体の条例よりも抽象的なくくり方です。この点は、他の自治体の条例が児童生徒に限定する中、砂川市の条例では逆にそういうことがしっかりと意識されてこのような条例の規定の仕方になっているのか。

4点目に、がんを早期発見するために受診率の向上は喫緊の課題ですが、利用者側の意識を高めると同時に、医療技術や医療水準が日進月歩であるために、必要な検診体制や設備の整備、充実も必要となってくると思います。条例が制定されたことと医療技術等は直接は連動しませんが、せつかく条例ができた以上は、今後そういった場合には条例に基づいてその種の対応を行っていくことも条例の意図するところであるのか。

5点目に、がんの発生原因にはいろいろなリスクが考えられている中で、今回の条例には受動喫煙に関する条文が入っています。受動喫煙防止に関する文言が入っている条例はがん対策推進条例の中でも珍しくはありませんが、今回の条例ががん対策である中、なぜたばこだけについて独立した受動喫煙防止条例ではなく、がん対策推進条例の中で条項立てているのか。

6点目に、緩和ケアや在宅療養については、民間の医療機関や福祉施設などとの連携が必要不可欠です。現状でも連携については、市立病院や介護福祉課などの頑張りもあって、他の地域よりも良好であると思っています。その一方で、全てのユーザーとしての患者さんや家族の皆さんを満足させるという点では、まだ理解を求める場面も多いのではないかと思います。そこにはマンパワー的なソフト要因と施設整備などのハード要因が混在していると思います。条例ではこれらについて必要な環境の整備に努めるとされていますが、市としては具体的にどのようにかかわっていかようとしているのか。

7点目に、今回は条例について上程されていますが、今後はこの条例をがん対策やがん対応のよりどころとして、さまざまな助成制度等の実施を行っていくことも考えられると思います。現在のところ、この条例を理念条例としないためにも、市の内部では市の支援として現実に導入できるかどうかは別として、患者さん等のニーズを把握しながら、どういったものについて今後の助成等の検討材料として考えているのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、何点かご質問がございましたので、私からご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1つ目、今まで以上のがん対策ということでございます。啓発であったり、市民の意識の向上といいますか、醸成をどのようにするのかということでございますが、本市のがん対策につきましては、関係法令、国及び北海道の計画のほか、市の総合計画、また市の健康増進計画であります健康すながわ21などに基づきまして、生活習慣に関する保健指導や啓発活動、がん検診に対する助成、検診の機会の充実などに取り組んできたところであります。また、市立病院におきましては、がん診療連携拠点病院の指定を受け、がん相談支援センターやセカンドオピニオン外来を設置するとともに、緩和ケアや市民に対する啓発活動にも取り組んでいるところであります。今後これまで以上に効果的ながん対策を推進していくためには、がん診療連携拠点病院である市立病院を初め、市民、保健医療福祉関係者、事業者及び教育関係者等の関係機関、関係団体等と連携を密にしながら、がんの予防、早期発見につながる方策を中心としながら、がんになってもがん患者やその家族が安心して生活を送ることができるよう、環境の整備に努めてまいります。

2つ目の市民や事業者に対する取り組み、また協力を想定している対策についてというご質問でございます。市民や事業者の皆様に対しまして、がんまたはがん対策をより身近

なものと意識していただくため、条例の趣旨や内容を広くお知らせする必要があると考えているところであり、広報すながわや市のホームページ、また各種検診会場など、あらゆる機会を通じて周知を図るほか、がんに関する情報発信など啓発活動に努めてまいりたいと考えております。また、事業者の皆様に向けましては、従業員に対してがん検診の受診を促すよう働きかけるとともに、受動喫煙防止に関する啓発活動に努めてまいります。

3点目の教育関係者が担う対象の世代に係るご質問でございますが、条例の第7条では教育関係者の役割の定めでございますが、がんに対する理解を深めるための教育の推進に努めるとされており、その対象を市民としております。がんに対する意識の高揚を図るには、児童生徒に限らず、あらゆる世代に対する啓発活動が必要であり、教育関係者の役割の一つであると認識していることから、今後とも教育委員会等と連携を図りながら啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診の体制や設備の整備の充実のご質問でございます。本市におけるがん検診につきましては、ふれあいセンターで行う集団検診及び市立病院等で行う個別検診により実施しているところであります。これらの検診につきましては、がん検診の質を確保するため、国の基準を満たした検診機関等に委託する方法で実施しているところであります。今後におきましても現行の取り扱いを継続するとともに、市民へのアンケート調査などによってがん検診に対する要望等を把握しながら、検診体制及び設備の整備の充実に努めてまいります。

次に、受動喫煙に関する規定をがん対策推進条例に入れた理由ということでございますが、受動喫煙の防止対策につきましては、がん対策に必要な一つの方策であると認識しているところでありますが、現在本市においてがんは疾病による死亡の最大の原因であるにもかかわらず、がん検診の受診率は市が定める目標に達していないほか、がん診療連携拠点病院である市立病院への働きかけも十分とは言えない状況にあります。このような現状を踏まえて、市、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者及びがん診療連携拠点病院の責務等を明らかにするとともに、受動喫煙の防止対策を含むがん対策に関する基本的な施策を定めることが必要であると考え、今般本条例を制定しようとするものであります。

次に、緩和ケアや在宅療養に対する具体的ななかかわり方のご質問でございます。現在緩和ケア及び在宅療養への取り組みにつきましては、がん診療連携拠点病院である市立病院が中心的な役割を担っているほか、医療、介護及び福祉関係者などの支援により支えられております。このほか、がん患者やその家族の精神的な負担を軽減するため、患者同士のサロン活動などが行われていることから、今後はこのよう部分においても市立病院と連携を深めるとともに、がん患者等の要望などを課題として取り入れ、緩和ケアや在宅療養に関する情報の提供及び必要な支援について検討するなど、安心して在宅で療養できる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後考えられる支援策とのご質問でございます。市では、これまでも子宮がん及び乳がん検診の無料クーポンの配付や検診料の一部助成など、がんの早期発見、早期治療を推進するための取り組みや受診機会の充実を図るため、子宮がん、乳がん及び大腸がん検診に係る市立病院の個別検診を実施するなど、取り組みを進めてきたところであります。今後は、この条例に基づきまして、がんに対する意識の高揚及びがん検診の受診率の向上など、がんの予防や早期発見につながる対策を中心としながら、がん患者やその家族等に対する支援についてもがん診療連携拠点病院である市立病院と連携を図りながら、環境の整備及び充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今るる答弁をいただきました。

このがん対策の条例が砂川市で成立すれば、北海道においては基礎的な自治体の中では4番目になると。昨年からは始まりまして、北海道では室蘭市、伊達市、福島町、そして今まさに上程されているこの砂川市で条例が制定されれば条例が上がることになるのですが、室蘭市も砂川市もがん診療連携拠点病院がありますし、伊達市さんのほうには、国の指定ではないですけれども、北海道指定のがんに対応する病院があると。福島町さんだけはちょっとそういったような病院はお持ちでないのですが、砂川が医療の充実したまちであるということを考えるのであれば、がんはもう国民病です。国民の死亡原因の第1位であって、この砂川市においても死亡原因の第1位とされています。ですので、それに立ち向かっていくためには、個々人の体ではありますけれども、行政と自分一人一人が一緒にタッグを組んで闘っていかないと、なかなかがんを克服していくというのは難しいのかなと。

そういう意味で、こういった条例ができていくというのは非常にいいことだと思うのですが、ただ、今答弁の中でいろいろと聞いていたのですけれども、今までも市の職員の皆さんや市立病院の職員の皆さんは、頑張っているいろいろとがんの啓発活動をやっているわけです。ですが、この条例ができたことによって劇的に何かが変わるというのは確かかないのかもしれませんが、先ほど答弁にあった広報すながわですとか、あとはいろんな検診の場を捉えて啓発活動をするといったようなことだけでは、多分従前とはなかなか変わっていかないのかなと。その具体的なアイデアが何があるのかといえば、正直私も今持ち合わせているものではありません。ですが、社会全体でがんを克服していこうとなれば、市民の皆さんも一緒に巻き込んでいろんなことができるような取り組みというのを考えていかないと、行政が一方的に行政の思いだけで市民の皆さんに伝えても、なかなかそれは広がっていかないのかなというふうに思っております。

がん意識のところと若干教育関係のところとが重複するのですが、先般11月30日、これは北海道が主催したものですけれども、北海道の保健所のほうで、この地区では砂川の空知太小学校と滝川の第一小学校ですか、そこでがんの啓発活動にかかわる取り組みが

行われるということで、私は見てきました。講師役には、がん診療連携拠点病院からということで砂川市立病院のそのセクションの方が講師役として小学校に赴いて、本当に小学生にわかりやすいイラスト等を用いてクイズ形式でがんに対する啓発を行っている。これは、決して小学生のような方だけではなくて、一般に難しい医学知識を医学に関心のない方に広めていくというのは難しいわけですから、こういったような取り組みというのは必ずしも小学生あるいは中学生といった方だけではなくて、一般の大人にも通ずるものがあるのかなというふうに思っております。要はどれかが1つ、どこかのセクションが何かをすればいいではなくて、本当に総合的にクロスフェレンスになって対応していかないといけないというふうに思っておりますので、こういった周知活動のあり方が先ほどの答弁の中ではどうも従来の一步を踏み出していないような気がするのですけれども、さらに一步を踏み込むのであれば、極端な話ですよ、マンパワーがあるから難しいかもしれませんが、関係する職員の皆さんがいろんな事業所を訪問する、またはいろんな市民が集まるイベントの中でがんの啓発のイベントもあわせて行うといった、ちょっと外に出ていくような取り組みというものが必要になってくると思います。それには、行政の職員だけではなくて民間の方も入っていただければ一番いいのですけれども、まずは隗より始めようではないですが、行政の職員、それから市立病院の職員の皆さんもいろんなことに今までも協力的でありますので、そういった部局間を超えての取り組みをしていくべきだと思っておりますけれども、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

これに関連してですけれども、事業者の方にまた条例の中で役割ということで、努力義務ではありますけれども、こういったソフトな形で事業者の役割を規定したのであれば、ここはやっぱり誤解のないようにしていかないと、あたかも事業者の皆さんが何か新たな負担、義務を伴うようなイメージになってはいけません。この条例の中ではがんの予防と早期発見ということが明確にうたわれているのですけれども、一方でこれは砂川市の条例だけではなく、国のがん対策基本法等、あるいはがんに対応する指針等で示されていることですが、がんと共生をしていく。というのは、がんは今や早期発見をすれば、不治の病ではなく治る病気です。ですので、仕事をやめなくても、長期休んでいけば、事業者の理解があればまた職場に復帰をして、がんと共生をしていくことができるという時代になってきましたので、この辺というのは、事業者さんは企業ですから経営ということもあります。人が長い間穴をあけてしまうと、そこを人を補充するというのも今の経済情勢では難しいといったようなこともありますし、市が何でもそれに助成をするというようなことも難しいのですけれども、将来的にはそういったようなことも意識をされるような形で事業者の皆さんに説明をしていかないといけない。この周知も、先ほどの1点目の質疑とも重複はするのですけれども、あらゆる機会を捉えていくということになれば、一見がんとは関係のない集まりであっても積極的に外に出て行って、事業者の皆さんに、こういう条例ができましたと、今現在は働いている従業員の皆さんががんを予防し、なお

かつ早期発見して早期治療していただけるように取り組んでいきたいというようなお話をするのでしょうけれども、その上にはがんと共生をしていくというようなことも視野に入れてほしいというようなことも啓発していただきたいと思いますと思うのですが、その点の考えについてお伺いをしたいと思います。

それから、教育のほうの話は先ほどの1点目と重複しますので、ここはいいです。

次に、受診率の向上や検診体制、設備の整備、充実なのですが、受診率の向上というのも全部がセットなのです。啓発活動等をしていても、実際自分の身にそういったような病気が起こらなければ、今は健康だから大丈夫だとか、安易に考えがちになってしまうのですが、早期に発見することによって体の負担も小さく、時期的にも短い期間で治療ができる。なおかつ、当然治療期間が短いですから、医療費もそれほど負担にならないというメリットがあるわけです。しかし、私もそうですが、人間というものは、やっぱり目の前に緊急事態として降りかかってこなければ、なかなかそういったような対応をとるといえるのはおっくうになりがちなのですけれども、ここには例えば砂川市立病院にはカルミアの会というがん患者さん本人、あるいはがん患者さんの家族の方が入る語り場というか、話し合いの場があります。たまにはこういったような方々に講師として来ていただいて、実際に病気になるとこんなにつらいのだよというようなことも発信していくというようなことが場合によっては、ひょっとしたら自分の体も知らないうちに病魔にむしばまれているかもしれないといったようなきっかけにつながるかもしれません。それで、検診を受けてみようかという考えになるかもしれません。ですので、そういったような取り組みをやっていただきたいと思いますけれども、そういうようにせっかく意欲が高まっても、肝心の検診体制がマンパワーが不足しているから難しいですとか、砂川市立病院はそんなことはないと思いますけれども、最新の医療設備が入っていないから、札幌に行ってしまうだとか、そういうことにならないように、これも市と市立病院、あるいは近隣の医療機関とも連携をしてやっていただきたいと思いますと思うのですが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから次に、受動喫煙の関係でありますけれども、これは確かにたばこはいろんな害があるというふうに言われております。私も1年前からいろんな全国の自治体でできたがん対策の条例等を見てきましたけれども、がんのリスクというのはいろんなものがあるのですね、たばこ以外にも。それらを全部条例の中に入れてある自治体もあります。どれか1つだけという、なかなかその取捨選択が難しいと。全てががんに直結していく以上、なぜたばこだけなのだということなのですが、確かに今国際的にも禁煙を進めていこうという運動がありますけれども、一方で気をつけないといけないのは、例えば健康増進法等で喫煙を抑制していこうというような動きはありますけれども、その全てが禁煙を義務づけているわけではない。しっかりと禁煙も考えるけれども、分煙で対応できるのであれば分煙で対応して、喫煙者がたばこを吸うというのは個人の権利ですから、その権利

を奪わないようにするといったような配慮をしているケースもよく見られます。条例の中でもそういったような配慮をしっかりとしているところがあるわけで、私は今提案されている条例の第11条の第1項を見ているのですけれども、禁煙及び分煙化の推進に努めるものとするという努力義務ですが、一応禁煙という文言が入っているので、今まで砂川市ではそういったようなものが何もありませんでしたので、そういう意味では大きな前進のかなと、喫煙者にもきちんと配慮しているのかなというふうに思っているのですが、今後いろんな科学的な知見とかが明らかにされれば、がんのリスク要因ってたばこだけではありませんので、たばこ以外にもこのように条例の中に加えていくのかどうかということなのですけれども、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

それから次に、緩和ケア、在宅療養についても一生懸命取り組んでいると思うのですが、ハードの施設が足りなければ、この空知地域の住みなれた地域以外に行かないといけない方も現実にはいらっしゃるわけです。そうすると、北海道内とか近場に家族の方がいればいいですけれども、道外とか日本国外に行かれていらっしゃる方からすれば、軽々に自分の住みなれた地域から離れていくというようなことは、非常に生活環境も変わりますし、病は気からではありませんけれども、住む環境が異なれば、それは体調や心身にも影響してくるのかなと。一番いいのは、自分の生まれ育った地域内でしっかりと、本当に急性期の場合には医療にかかって、在宅で療養しながら、またぐあいが悪くなったら地元の病院に戻れると。そうすれば、お医者さんとも、それから看護師さんとも顔見知りですから、ちょっとした容体の変化等でもいろいろと機微に反応していただけるのかなというふうに思いますし、施設のハード整備ということになれば莫大なお金がかかりますから、なかなか難しい面はありますけれども、何とかそういったような一つの企業というか、福祉法人ですね、そういったようなものを誘致する施策にもこの条例をきっかけにつなげていただきたいと思いますと思うのですけれども、それには市民部だけではなく、いろんな部が対応していかないといけないと思っていますので、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、7点目の助成の関係については、まだ条例も成立しておりませんし、いろいろな助成の支援の仕方というのがあると思うのです。昨日でしたか、NHKの全国ニュースでやっていましたけれども、先ほどのがんと共生ではありませんけれども、若くしてがんになってしまった方ががん治療を受けたがために、せっかく子供が欲しいと思っても、がん治療の副作用で子供ができない体になってしまうと。だから、卵子や精子、受精卵を凍結保存するというようなことを進めていこうというようなことが報道されていたのですけれども、なかなか現実には、これも過去に一般質問でも聞きましたけれども、砂川市立病院の現在の施設では難しいと、あと費用も多額にかかる、それからニーズがどれぐらいあるかの調査もまだ十分でないといったようないろんな要因がありますけれども、助成というものは今後患者さん等のニーズをいろいろと聞き取ることによって、その都度、その都度変動してくると思います。ですので、これについては、この条例をきっかけに今

後必要なものについては予算化がしっかりされてやっていくのかなというふうに思いますので、この点については理解しました。

5点ばかりあったと思いますけれども、その点について再質疑としてお伺いいたしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 中村一久君 それでは、何点かご質問がございましたので、順次ご答弁させていただきますと思いますが、まず市民に対する啓発ということでございます。がんの予防につきましては、検診もそうではありますが、なかなか検診率が上がっていかない状況でございます。こういったところは、市が今現状でがん検診の向上に取り組んでいる、そのやり方そのものに何かまだ十分でないところがあるのではないかというふうには感じております。この条例を検討するに当たって、市立病院であったり、あと先ほど議員さんもおっしゃられていた患者会、カルミアの皆さんとも情報交換をさせていただいた経緯がございます。また、市立病院の乳腺の先生とも情報交換をさせていただいた経過がございます。いろいろな情報、提案をお寄せいただいております。その中には、予防、検診率の向上、そういったことに対する市民の意識の高揚を図るための提案というのも数多く含まれていただいております。今後は、今お話ししたとおり、関係する機関、団体等とも十分に連携を深めながら、市民の皆様に対する啓発でどのような手法が効果的なのかというのを改めて考えて、今後の取り組みに生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、事業者の方に対するかかわり方ということでございます。議員さんのお話のとおり、早期発見、検診のほかにも、就労であったり、がんと共生する、そういった姿勢が大切だというようなお話がございまして、私も全く同じ考えでございます。乳腺の先生とお話ししたときには、がんに対する治療というのは以前から比べるとすごく発達をしていて、今は通院で治療ができる。治療しながら就労ができるというようなことをおっしゃられておりましたので、事業所の皆様にもそういった、以前とがんに対する対策といいますか、治療方法も進歩しているというようなことを十分にご説明をさせていただきたいと、そういったチャンスを設けたいと。議員さんおっしゃられたとおり、こちらから出向いてといいますか、事業所の皆様にご説明するために、待ちの姿勢だけではなくて、一方で事業所の皆様はこちらからお邪魔をさせていただいて、啓発に努めるというようなことも必要か

と思いますので、こちらについても今後検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次に、受診率の向上ということでございます。カルミアの方を講師として啓発することも一つの手法ではないかというようなお話も頂戴しました。がん検診の受診率の向上というのは、いろいろな手法で取り組みがあると思います。がんの条例が来年の4月から施行ということではございますが、この条例案を検討していく中で、先ほどもお話ししたとおり、いろいろな方と情報交換をして、その中で市立病院の乳がんにつきましては個別検診を受診する機会を先生のご理解もありましてもう既にふやして、受診しやすい環境というところでは一部もう既に手をかけている状況でございます。受診率の向上というのは、個人個人に勧奨していく、訴えかけていく、そういうことも必要でありますし、また受診しやすい環境の整備という部分も必要かなというふうに考えておりますので、受診率の向上という点につきましてはこれまでも十分やっていたつもりですけれども、改めて受診率の向上については検討をしてみたいというふうに考えております。

また、受動喫煙のご質問もございました。たばこ以外のリスクもありながら、受動喫煙という部分のご質問かと思いますが、受動喫煙のほかにも、もちろん喫煙そのものもそうですし、あと飲酒等も健康増進法等の中で、またがん対策基本法の中でがんの要因として挙げられているというところがございます。受動喫煙以外の場合は、ご自身の気持ちの持ち方といいますか、リスク管理である程度防げるものかと思いますが、受動喫煙だけのご自身が幾ら注意していても半ば強制的に他人の方の煙を吸わされてしまう可能性があるということで、この部分については健康増進法でも1つ条立てて、防止の措置を講ずるよう努めるという規定になっておりますし、また市の条例案についても受動喫煙については1つ条を立てて、市と、また事業者の方についての取り組みを促していくというような規定を設けさせていただいたところでございます。

最後に、緩和ケアと在宅療養の件についてもご質問をいただきました。がんになっても住みなれた地域で安心して治療、療養できるような体制ということにつきましては、市立病院が中心的な役割を担う一方、訪問看護であったり訪問介護といった公的なサービスも必要になろうかと思っております。また、それ以外のインフォーマルなサービスも必要になろうかと思っております。その中で、今お話ししたとおり、訪問介護であったり訪問看護というのは既にサービスとしては提供している状況でございますので、こちらにつきましてはある一定の基準があるのかもしれないですが、サービスとしては提供しているような現状でございます。また、社会福祉法人の誘致というようなお話も出ましたが、今後、これは何回もお話しして申しわけございませんが、病院であったり患者会であったり、またがんを治療している先生であったり、そういった関係者、関係団体と十分意見交換をしながら、どのようなサービスが緩和ケア、在宅療養にとって必要なのかということを見きわめまして、もし必要があるのであれば、そういった誘致なども関係する部署と連携を図りながら、ど

ういったものが可能なのかということは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、最後の質疑を行いますけれども、今ほどまたいろいろと答弁をいただきました。確かに今までの市の取り組み全てが万全だったかといえば、そうでなかった部分もあるかもしれませんけれども、それもこの条例ができることを機にしっかりと点検をしていって、不備なところがあるのであれば、それは直接担当する部署だけではなくて、いろんな民間もそうですし、行政の中でのいろんな部局との連携というのもしっかりやっていただきたいというふうに思います。

総括ですから、余り細かいことの話というのは、この後の委員会もありますので、そちらに譲ることとして、1点だけ再々質疑としてお伺いをしたいのですけれども、砂川市のがん対策推進条例、私が冒頭申しましたように、北海道では基礎的な自治体では多分4番目になるだろうという条例です。これからどんどん、どんどんこういったような条例ができてくるとは思うのですけれども、その模範というか、先進的な条例になるようにつくっていききたいなというふうには思っているわけでありますけれども、一方で市民の皆さんに、先ほど来言っているように条例ができたといってもなかなか浸透していくのが難しいと、そうなったときに、一つのヒントです。ですので、これを今ここでやれとかという話ではありませんけれども、ヒントとして出てくるのが、以前飲酒運転撲滅条例をつくったときに、ことし6月6日の日にあわせていろんな集会が催された。砂川には市民劇団があります。その市民劇団の中で、飲酒運転や交通事故にかかわるような劇の内容で市民の皆さんの前で披露されたことがありました。あれは、飲酒運転撲滅といったようなことで、劇団の皆さんの本当にご尽力のたまものなのかなというふうに思っていますけれども、これをボランティアで催せとは私も言いません。市も何がしかのそういったものに対する助成等をしながら、または劇団さんの都合もあろうかと思えますけれども、せっかく砂川には市民劇団というすばらしい劇団があって、がんにかかわるところというならば、大事な家族ががんに罹患をして、ある日突然亡くなってしまうといったようなこともあろうかと思えますし、お子さんからお年寄りまで、やっぱり劇なんかを通じると非常に感情移入がしやすいのかなと、またそれが伝わっていくのかなと。こういったようなものを決して劇団さんだけに押しつけるのではなくて、市としてもいろんな支援が必要なのでしょうけれども、ボランティアとか、そういうものとはまた違った形で市民が一緒になって参加できるように行政が支援をしていかないと、これも繰り返しになりますけれども、市民の中に未だがりて広がっていかないのかなというふうに思っております。せっかくいい条例ができて、それが市民の皆さんに浸透しなければ、絵に描いた餅で終わってしまいますので、この辺もなかなか行政では動きづらい面もあろうかと思えますけれども、そういう機会も捉えるべきなのかなというふうに思っておりますし、またこれもありきたりですけれども、動画やアニメーション、あるいはそういう医療スタッフ等の寸劇でもいいのですけれども、

ユーチューブとか、今はいろんなインターネット媒体があります。そういったようなもので発信していくことによって、またはそういう劇に市民の皆さんが参加してくれることによって関係する人が見てくれるというようなこともありますので、そういったようなことも含めて発信のあり方を考えていっていただきたいと思うのですけれども、その点1点だけを再々質疑としてお伺いして、私の総括質疑を締めたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 市民劇団等のほかにも、動画であったりアニメーションであったりと、いろいろな媒体を活用してというお話でございました。先ほどもご説明したとおり、この条例案を検討する経過の中で、市立病院であったり患者会であったり、またそのほかにもいろいろがんに対する社会資源というのが私に見えていなかったところでもかなり豊富にあるのだなというのを認識してございます。また、市民劇団についても、社会資源、市が有するといいますか、市内にある社会資源の一つであろうと思います。先ほど例示的に広報すながわであったりホームページ等を活用してというようにお話をさせていただきましたが、今議員さんおっしゃられるとおり、啓発に活用できる媒体というのは数多くあるかと思っておりますので、可能な限りいろいろなものを検討しながら、どういう媒体でどういような広報、周知の仕方をすればより効果が上がるのかというのを今後検討して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私も議案第3号についての総括質疑を行いたいと思います。

今武田圭介議員と、それから部長とのやりとりを聞いていて、何と今回の砂川市がん対策推進条例というのは理念ばかりの条例なのかなというふうに正直申し上げざるを得ないというふうに今思っております。ちょうど去年の12月ですけれども、議員提案による飲酒運転撲滅のための条例を制定したときに市長のほうからアドバイスをいただいて、やはり理念だけではだめだと、議員が議会みずからのということで、まさしく議員の責務ということ、議会の責務というところを市長のアドバイスでいただいたのですけれども、今回の本当に残念だと思うのは、がん対策推進条例という政策条例なのですけれども、まず話題になっていないことです。新聞でも全然取り上げられませんか、今の部長の答弁からも、本当にがんをこれからなくしていくのだ、しっかりと予防していくのだという思いが伝わってこないのです。がんというのは、本当に憎むべき病気だと私は思っています。がんを原因にして、私より年齢の若い友人や知人がたくさん亡くなっています。また、今もがんと闘っている方がたくさんいます。そんな中で、砂川市はがんを予防するため、あるいは医療をこれからますます充実していくためのがん対策推進条例を今提案しているという状況の中ですけれども、本当に具体的なものがなく、私は残念でなりません。

その中でも、唯一がん予防の推進という形で出てきているのが第11条です。先ほどのやりとりの中でも触れられていましたけれども、受動喫煙の防止対策の推進という形が唯

一具体的なこの条例にとっての平たい言葉で言えば目玉なのかなというふうに思うのですが、私は2番目の総括質疑ですから、重複は避けながら、ここに絞り込んで質疑をしていきたいというふうに思うのですが、まず第1点目は、条例第1条にある健康増進法第25条に定める公共施設等とはどのようなものなのかをお伺いいたします。

2点目に、市の所有する重立った公共施設における禁煙、分煙の状況についてお伺いをいたします。

3点目ですが、市役所職員の喫煙率をお伺いします。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、3点ほどご質問がございましたので、順次ご答弁をさせていただきたいと存じますが、まず初めに条例の第11条に規定する健康増進法第25条に定める公共施設等についてということでご質問をいただきました。こちらにつきましても、条例の第11条の第1項に規定します公共施設等につきましても、健康増進法第25条に規定する施設を指しまして、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている施設でありまして、官公庁施設を初め、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、飲食店、その他の多数の者が利用する施設とされております。また、今ご説明した健康増進法第25条で例示された施設のほか、国の見解ではバス、タクシーなどを含む駅、バスターミナル、金融機関、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、娯楽施設等をその他の施設としているところでございます。

次に、市の所有する重立った公共施設における禁煙、分煙の状況についてのご質問がございました。まず、各保育所、保育園、子育て支援センター、子ども通園センター及びふれあいセンターにつきましては、敷地内全面禁煙としております。また、図書館、総合体育館及び海洋センターにつきましては、施設内全面禁煙として、屋外に喫煙所を設置しているところでございます。また、市役所、公民館、地域交流センターゆうにつきましては、施設内に喫煙所を設置しまして、空間分煙としているところでございます。その他の施設につきましては、喫煙可能な場所を限定するなどの対策は講じているものの、禁煙または分煙とはなっていない状況でございます。

次に、職員の喫煙率のご質問でございますが、こちらにつきましてはこれまで職員の喫煙状況を調査した経過は確認できないことから、職員の喫煙率につきましても把握していないところであります。

以上でございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、2回目の質疑を行っていきたく思うのですが、まさに条例を制定しようということなのです。今までの答弁を聞いてみると、別に条例制定し

なくたってこれからやっていかなければならない、まさにそのものを全てお答えになったというふうに思うわけです。市がどこまで本気になってこの条例をやろうとしているのかという思いが伝わってこないのです。その割には、事業者や市民に対していろいろな努力を規定しているわけです。やるのなら、まず自分たちの身からやっていかなければ、事業者や市民に向かって努力を促すことは私はできないのではないかとこのように思うのです。

そこで象徴されるのが、この3点に今絞り込みましたけれども、受動喫煙の防止対策の推進、この第11条、せめてここだろうなというふうに思うのです。ところが、今お話の中で、施設を大いに絞り込んでしまっていていいかなというふうに思うのですけれども、まさにこのがん対策推進条例を提案している本丸はここですから、市役所ですよ。一番市民の方々の出入りの多い場所でもある。その次に多いのは公民館であり、地域交流センターだろうというふうに思うわけですけれども、それぞれが分煙という形になっているというお話だったので、分煙の質ってあると思うのです。先ほどの答弁を聞いていたときに、がんを予防するのはいろいろなものがあると、ここに書いたのはそこを代表するものとしてたばこの害というか、自分は吸わないのにたばこの迷惑を受ける。ここの受動喫煙のところをシンボリック的というか、部長が何てお話になったか覚えていないので、印象的というか、ここを第11条で条文化したというようなお話があったと思うのですけれども、仮に市役所、公民館で分煙ができていくかという、全然できていないというふうに私は思っているのです。

皆さんはどうか分からないのですけれども、私は余りたばこの煙が得意なほうではないものですから、公民館の正面入り口に入った瞬間にたばこのにおいがするのです。その次、市役所の正面玄関を上がったときに、しないときもありますけれども、するときがあるのです。不思議なのです。どこからするのだろうかというふうに思って考えたら、今市役所には喫煙室というのは地下の職員組合のある部屋のそばに1つと、それから3階にあるのです。多分市役所の正面玄関に入ってたばこの煙のにおいがするというのは、地下の喫煙室から換気扇で外に流れている煙が風向きによって正面玄関に入ってくるのかなというふうに思うのです。もう一つ、公民館もお客さんがいっぱい来るところです。では、今の公民館はどこに喫煙室があるかという、これもまた地下なのです。しかもほとんど一般の来館者がわからないような場所です。私も一回行って見たのですけれども、場所がよくわからずに、たまたまたばこを吸いに来られた職員の方に喫煙室はどこだっけというお話をしたのですけれども、真っ暗なところに行って、電気をつけてもらって、それで入るというような状況でした。多くの市民も利用するところを、あそこの場所をわかっている人というのはごくごく一部の人でしょう。職員はわかっているかもしれません。それと同じことがこの市役所にも言えることでして、地下のあの場所に一般の人でたばこを吸いたいという人が行ってたばこを吸うかと思ったら、まずゼロに近いと思うのです。3階は多少なりともそれがあるかもしれないのですけれども、今の砂川市の現状、しかも受動喫煙の防止

対策の推進とここに1条入れたこの市役所がこういう状況というのは、本当に市民に向かってがん対策推進条例を今提案できるのかというふうに私は思わざるを得ないというふうに思っています。

がん対策推進条例をいろいろ読み込んでいく中で、砂川市はがん対策に対して本当に頑張っているというふうに思うのです。ふれあいセンターを中心に、啓蒙や啓発を本当に一生懸命やっていると思うし、がんそのものはたばこだけではもちろんないし、でも非常に生活習慣病的ながんの発症というのもたくさんあるようなので、そういう意味からいえば、今ふれあいセンターが頑張っている特定健康診査の実施率というのは全道をはるかに上回っているし、全国では35.4%ということなのですけれども、砂川市の場合は特定健診の実施率が28年、ことしは40%を超えると、これは本当に上げていくのは大変な努力だと思うのですけれども、ここまで上がってきている。ここにも医療の関係も出ていますけれども、市立病院のお二人にお伺いしたいのですけれども、うちの病院ってがんの医療に関しては私はどこにも引けをとらない病院になっているというふうに思っているのです。しかも緩和病床も10床もあったり、あるいは患者のその後に対しても非常に手厚いやり方をしていると私は信じていますけれども、まだがん対策のこの推進条例がないとできないことってあるのですか。そこもお伺いをしたいと思うのですけれども。

これからやっていかなければならないことは、たくさんあると思うのです。でも、せっかくがん対策推進条例を提案するのであれば、まずみずから範を示すということをしななければならないだろうと。その象徴的なものは、やはり重立った公共施設を全面禁煙にする、ここから始めていかなければ、市民にも納得していただけないのではないかと、事業者にも理解を深めていただけないのではないかと、私はこういうふうに思うのですけれども、ぜひ今回のがん対策推進条例を提案されている市長の思いをお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) 何点かご質問がございましたので、ご答弁をさせていただきますと思いますが、まず市の積極さといいますか、姿勢が伝わってこないというようなお話でもございましたが、この条例を制定する過程におきまして、これは先ほどもご説明したとおり、今までも十分にやってきたつもりでありましたが、がん検診の受診率が設定した目標には達しない。また、がん診療連携拠点病院という大きな財産があるにもかかわらず、市のかかわり方が十分とは言えなかったのではないかとというような思いもありまして、改めて市、また病院等々の責務や役割を明確にして、基本的な対策について総合的に示させていただいて取り組んでいこうといった趣旨でございます。先ほどもこれをご説明したとおり、今までは待ちの姿勢であった事業者の皆様に対しましても、事業所をこちらから訪問させていただいて、さまざまな情報の提供であったり、啓発に努めていき

たいというふうに考えているところでございます。

また、市の重立った施設を禁煙にするというようなお話もございました。受動喫煙を含みます喫煙につきましては、健康増進法であったり労働安全衛生法などに定めるもののほか、北海道にも条例がございます。健康増進法であったり労働安全衛生法の規定につきましては、現在のところ努力義務ということになってございます。その間国からも何度か受動喫煙につきましては通知が発出されているところでございますが、こちらにつきましては義務化はされていないのかなど。健康増進法であったり労働安全衛生法、法が成立するといえますか、その背景にはその時々々の社会情勢であったり、社会通念などを反映して適切に法整備がされているのであろうと思っておりますので、そういった法の要請に基づいて市としても取り扱いを定めてまいりたいと考えているところであります。今4年後に東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されておりまして、その前年にラグビーのワールドカップも日本で開催されるということで、国はその開催を見据えて、受動喫煙の新たな方向性ということでたたき台を示して、今議論しているところでございますので、こういった議論を注視しながら、国の方向性が定まれば、もちろんその方向性に沿った取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 市立病院の関係でがん医療、どこにも引けをとらないということで、そこでがん対策推進条例、この条例がないと病院としてはできないものがあるのかということでご質問いただいた関係で私のほうからご答弁させていただきますが、端的に申し上げれば、この推進条例がなくてもできないものはないというふうに私自身は考えています。特に、私は議員ご存じのとおり改築のときから病院に行っておりますが、改築に当たっても、がんの患者はこれからはますますふえてくるだろう、それは当然今の事業管理者、当時院長でございましたが、そういうお話もあったと。そうした中では、高額な医療機器を取りそろえて、当時厳しいお言葉もいただきましたが、放射線治療装置のリニアック、それについては移設せずして更新して、新たなものを入れさせていただいた。なおかつ、がん診療連携拠点病院として札幌旭川間では唯一であると。そうした中では、採算性はなくても、やっぱりPETCT、これについても同様に必要であったと。あわよくば南館で全部できればよかったです、幾ばくかでも下げて、全部やるということはちょっとマンパワー不足があった。これは事実でございます。

したがいまして、現在乳腺外科の専門ドクターが来られた。これも今申し上げたリニアックがそろった。PETCTがある。それから、認定看護師、特にがん化学療法の認定看護師もいて、がんの化学療法が外来でできる。さらに、形成のドクターもいる。そして、当然病理の先生もいる。これら等があつて初めて乳腺外科の先生が来れると。そういったこと等もあつて、さらにはハイパーサーミアなども入れましたし、そういったことから、私自身は十分うちでまだほかには引けをとらないがん治療はできる。あわよくば、ドクタ

一が1人しかいない科がございますので、そういったドクターの充実が図れていけば、ますますうちのがん治療というものは全道的にもトップクラスに、決して札幌まで行かなくても十分できる医療を備えることができているというふうになっていくというふうには私は考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長は答弁に立ってこないで、わざわざ3回目で立ってもらわなくてもいいです。そこが今の市長のがん対策推進条例に対する姿勢なのだということがはっきりわかるのです。私が市長を指名して、あなたの思いをと聞いたわけです。ところが、部長と病院事務局長はしっかりと答えましたけれども、市長は何ら答弁がないと。ここががん対策推進条例に向けての市長の思いなのです。これ以上質疑をしても仕方がないというふうには私は思っているのですけれども、何とかこの条例の中でも唯一受動喫煙防止対策の推進ということに向かって、本当に具体的に書かれているこの内容ですから、せめて市役所なり公民館なり、人がたくさん出入りする地域交流センターゆうぐらいは全面禁煙にするべきだろうというふうなお話を申し上げて質疑を終えたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号、第7号、第5号、第6号、第12号、第8号から第11号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、私からは議案第7号について総括質疑を行ってまいります。私からは大きく2点について伺ってまいりたいと思います。

まず、大きな第1点目として改正の理由について伺います。今回の改正については、国家公務員の給与改定等に準じて改正するものとされていますが、つまりは平成28年の人事院勧告に基づいた改正とそうでない改正があるということになります。端的に国家公務員の給与改定に準じて改正された条項とそうでない条項及び国家公務員の給与改定に準じないで改正された条項とその理由についてお示してください。

次に、大きな2点目として第2条関係について何点か伺ってまいります。まず、砂川市職員諸給与条例の39条の2、住居手当のうち、いわゆる持ち家手当について今回8,000円から6,000円に改めようとしています。2,000円を減額した理由とその算定の根拠について伺います。

2点目として、現状の持ち家手当の支給額、支給人数、改定による影響額について伺います。

3点目として、道内各市の持ち家手当の支給状況の概況及び特に近隣4市、滝川、歌志

内、芦別、赤平の支給状況の詳細について伺います。

4点目として、市職員の給与の決定は地方公務員法第24条等に基づく諸原則により定められているところですが、その諸原則についての市の考えを伺ってまいりたいと思います。いわゆる3原則と呼ばれるものですが、職務級の原則、均衡の原則、条例主義の3つの原則があるところですが、そのうち特に均衡の原則について伺ってまいりたいと思います。均衡の原則については、地方公務員法第24条において、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されているところですが、これは、民間企業の場合は企業の目的が利益という客観的な数字で示され、賃金はこの利益をもとに決定されていますが、公務員の場合はこのような尺度が存在せず、利益以外の基準により決定しなければならないことから、法律により民間企業の賃金や他の公務員の給与との比較により給与を定める方法をとるといえるものです。

この均衡の原則については、条文には生計費、国、他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情の5項目がありますが、昭和35年の国の通知によれば、均衡の原則の実際の運用としては、国家公務員の給与に準じることにより実現されるものと解されてきました。したがって、地方公務員の給与の決定は、人事院勧告により決定された国家公務員の給与に基づき、人事委員会が設置されていない市町村においては国の取り扱いや都道府県の人事委員会勧告等を受けて決定されることとなります。国家公務員の人事院勧告は、生計費及び民間企業の賃金を考慮して行っています。民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難な公務員の給与は、民間に準拠して定めることが合理的であり、広く国民の理解を得られると考えられます。したがって、地方公務員の給与も国家公務員の給与に準ずるとすれば、先ほどの5項目のうち4項目が満たされ、均衡は図られたと考えることができるからです。つまりは、国家公務員の給与水準に準ずることは民間の給与水準に間接的にせよ準拠することになるからです。なお、その他の事情については、地域経済の状況や経済情勢などが考えられるところですが、さて、砂川市における均衡の原則の考え方についてですが、これまで私が述べてきたことと何か違いがあるのか、また違うとしたらどのような点が異なるのか。砂川市における均衡の原則の考え方を伺います。

5点目として、持ち家手当については平成21年の人事院勧告により、国家公務員では廃止され、国からは廃止を基本とした見直しをするよう各自治体に助言通知がなされているところですが、砂川市においても、これまで平成20年には1万円であったものが平成22年には8,000円に減額されてきたところですが、それ以降今日まで廃止を前提とした見直しをしてこなかった理由について伺います。

6点目として、今後の見直しについて伺います。持ち家手当については、国、道、そして道内各自治体において廃止、または廃止を前提とした見直しが進んでいるところですが、

砂川市においてこの制度を今後どのように運用するつもりなのか、考えを伺います。

以上を第1回目の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） それでは、私から順次お答えをしていきたいと思えます。

まず、改正の理由が国家公務員の給与に準じてと、どの条項がというようなことでもございました。1条から3条までの個別の改正理由につきましては、1条、3条については本年の人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与改定が11月17日でしたか、国会で可決されまして、24日公布されたということで、国家公務員の給与が改定されました。その内容を当市の一般職に適用させるという考えでございます。また、第2条についても、そのほとんどが国家公務員のものに準じているわけでございますけれども、35条の2につきましては、これは持ち家の関係でございます。これについては、近隣、道内各市町の状況を踏まえまして、一昨年から検討してきた中で今回職員団体との協議が調ったことを踏まえて改正するということでございます。

それから、第2条関係の根拠等々を伺っていられたので、6,000円にする根拠についてでございます。これも今ほどお話ししたように、道内の35市のうち、経過措置を実施中である市や当市を除きまして、持ち家の住居手当を支給している道内が13市でございます。13市の平均月額6,361円ということでございますので、6,000円ということを決めたものでございます。次に、支給額、影響等でございます。1人当たり年間7万2,000円という金額になりますので、今年度の当初予算で試算いたしますと56人の方が持ち家の支給対象者ということになっておりますので、来年以降同じ数字とすれば、影響額が134万4,000円というような金額になろうかと思っているところでございます。

それから、道内35市と近隣4市の支給状況ということでございます。制度廃止は14市でございます。廃止を前提として経過措置を実施しているのが7市、制度を存続しているのが14市という状況でございます。支給額につきましては、今現在制度を存続させている支給額は月額4,500円から8,000円というところが存続している支給額ということでございます。また、近隣4市の状況でございます。個別でご紹介いたしますと、滝川では月額8,000円、歌志内では新築購入後5年間だけ7,500円という制度が存在しておりまして、5年目以降は月額5,000円という支給をしているところでございます。赤平、芦別については、制度を廃止しているところでございます。

それから、公務員の給与決定に関する諸原則ということでお話をいただきました。法律に定めたとおりでございます。議員さんおっしゃるとおりの項目でございますけれども、均衡の原則だけが公務員の給与の決定原則ではございませんので、その他もろもろも含めて、地方公務員法の24条に定められているとおり種々の条項に基づいて規定されるとい

うこととございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

次に、住居手当の見直しの経過でございます。21年の勧告以降なかったのではないかとということとございますけれども、うちの住居手当の見直しは国のそれとは違いますというのは昨年の議員さんの一般質問の中でも答えさせていただいておりますけれども、21年の人勧以前に20年にまず1回、持ち家の部分というものを減額しております。当時1万円だったものを9,000円という金額に1,000円減額しております。その後平成22年に、人勧があった翌年ですけれども、また改めて1,000円減額しております。最高額1万円からこの時点で2,000円減額というようなこととございました。これらも他の自治体における見直し状況を踏まえまして改正してきているというものとございます。

今後の見直しについてでございます。国家公務員の持ち家の支給が開始されたのが昭和49年で、平成21年で廃止というふうになっておりますけれども、これも砂川市の持ち家手当につきましては人事院勧告と同じような経過ではなくて、独自の中で手当を支給しております。そんな中で、私どもも住宅政策の一環というような形で位置づけてある中で、今回職員団体と協議しまして、近隣の状況も踏まえて減額したということとございまして、来年の4月から行いますと、まさに今決めたこととございます。それを今後の見直しについてここで言うことにはならないと、今現在2,000円を減額したのだということとございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の2回目の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の2回目の総括質疑を許します。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次確認してまいりたいと思うのですけれども、改正理由についてはわかりましたが、それと支給額の算定根拠について、現在支給している自治体中の平均ということなのですが、これは均衡の原則からしても若干疑問があるところなのですけれども、こういった制度を比較する、あるいは人事制度、給与制度を比較するという場合は、通常は類似団体等というような考え方で比較するとか、あるいは近隣の経済圏が同一の自治体の中で検討していくというのが通例だと思っておりますけれども、例えば現在支給している14市においては恐らく道内各市で条件が異なると思っております。大都市周辺だったり、あるいは道東、道北の自治体等が含まれていると思うのですけれども、通常であれば空知管内の類似団体の中でどういう制度の中の位置づけなのかということとを本来検討すべきなのではないでしょうか。ちょっと頭出ししますけれども、空知管内でいえば、総

務省の分類ですけれども、類似団体といえば夕張市、美唄市、芦別市、三笠市、滝川市、砂川市、深川市という自治体がありますけれども、そういった類似団体の中で検討していくものではないのでしょうか。あえて支給している14市の平均額を出したというのは均衡の原則から基づくとやや疑問があるところなのですけれども、市の考え方を伺いたしたいと思います。

それと、均衡の原則以外のその他の事情ということで、ちょっと聞き取れなかった部分もあるのですけれども、それが何であるのかということをご説明いただきたいというのがあります。

それと、均衡の原則には国公準拠というのは当然あるところなのですけれども、それ以外にその他の事情と私もさっき言いましたけれども、それは地域の情勢であったり、経済情勢であったりというのが恐らく24条で言うところのその他の事情だと思えるのですけれども、それはつまるところ砂川市内の事業所においてそういった手当が支給されているのかどうかというものも恐らく地域の情勢というのにも入ってくると思えるのですけれども、そういった砂川市内の各事業所の持ち家手当の支給状況等を把握されているのかと。把握されていないのであれば、どうしてそれを考慮しなかったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど独自の住宅政策の話ということでご説明があったと思うのですけれども、それは持ち家を市内に建てていただくということを推奨するという政策なのかなというふうに聞こえたのですけれども、昨年6月の定例会でもそういう説明があったと思うのですが、政策ということであれば、それは市民全体が享受できるものが政策であって、ごく一部の人たち、56人ですか、この方たちしか享受できないものが、それは政策なのかということになると思うのです。私は、政策の定義って、砂川市のホームページ等、その他もろもろ、政策の定義というのはあると思いますけれども、政策というのは非常に総論的なものであって、非常に抽象的な目的を達成するためのものですよね。その下に施策というのがあるって、さらにその下に事務事業なり事業というのがピラミッド形になって、それで政策というものが構成されていると思うのですけれども、先ほど政策とおっしゃいましたよね、これは政策なのですか、持ち家手当を支給することが。政策の定義も含めて、砂川市における政策の意義と、先ほどこれは政策だというご説明がありましたので、それが政策であるのかどうか、きちんと説明していただきたいと思います。

それと、来年の4月以降からこの制度、今後の話ということで私伺って、4月以降は恐らく何もないということなのですけれども、先ほど全道各市の状況をご説明いただきましたけれども、14市は廃止になったと、7市は経過、14市は存続しているということで、経過措置の自治体がなくなれば、もうほぼ8割方の自治体がそれを廃止するということになると思うのですけれども、それはもう既にこの制度の流れとしては廃止が前提で情勢が動いているというふうに解されると思うのです。それで、それ以降何もしないのですと、

来年以降も。私は、最初これは経過措置だと思っていたのです。2, 0 0 0円というのは頭出しで、その後数年間にわたって2, 0 0 0円ずつ減額していくというような趣旨の提案かなというふうに最初解釈していたのですけれども、そうではないですと。これはあくまでも6, 0 0 0円は6, 0 0 0円で、今後ずっと未来永劫続けていくということなのでしょう。それも各自治体の、またはそもそも北海道以外の全国の自治体の状況もご存じだと思いますけれども、そういった流れの中で今後も未来永劫この6, 0 0 0円を支給し続けていくという意味のあらわれというふうに受け取っていいのかどうか、市の考えをちょっとお伺いしたい。

今述べたところをぜひご説明いただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 金額の根拠を持った段階での通例ではないかというお話でございましたけれども、それぞれとり方が違うのかなと思います。今までも当市においてそういう手当関係をやる、住居の場合そうなのですけれども、支給の地域を参酌しながらやってきたことでございますし、あと法令に言う、地公法24条に言われております2項です。職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業への従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない。これは、まさに国と一緒にする必要はないということを私は読んでおります。地域事情もありますし、国だからこそという手当もございます。極端に言うと、国の管理職手当と市の管理職手当は同じかということ、全然違います。そういう部分を含めて、国だけではなくて、人事院勧告ではなくて、その他事情も十分に広く考えながら、職員の勤務条件等々を職員団体と協議しながら進めてきているということをご理解をいただきたいと思います。

あと、政策云々というお話がありました。6期総合計画の政策だとかという部分では確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、私どもが言った部分については、職員の持ち家に関する考えとして、市長が給与条例の制定の中で住居手当というものはどうあるべきものかというところで、昭和49年ですか、持ち家というものを広げていこうという考えのもとにこの事案が発生して、国とは違った形でずっと砂川市の職員は持ち家を持ちましょうということを進めてきたことでございます。中には借家のままの方もいますけれども、最終的には借家ですと住居手当というのが年間3万2, 0 0 0円限度という金額を手当として出していることになっておりまして、それが持ち家にすることによって、今回であれば7万2, 0 0 0円で済むというのは、7万2, 0 0 0円の金額、年間の住居手当、持ち家が7万2, 0 0 0円で済むということは、職員人件費に関していうと安く済むということにもつながりますので、またあわせて市内に住居を持つということによって固定資産税がそれぞれ上がると。これは、国の職員、道の職員に言わせると、国の職員、道の職員が固定資産税を払っても国、道の腹は全然痛みも、よくもならないのです。そういう意味で、市の独自のものとして持ち家の部分を国、道と違うような形でやっているというふ

うなことをまずは理解をいただかなければならないかと思えます。

それから、先ほど話したように、今回の改正、ゼロになるところの傾斜といいますか、激変緩和というようなことではなくて、あくまでも給料を下げる、持ち家手当を下げるのだという中での話でございますので、今まさに先月やっと合意になったところですので、今のこの場で次は下げますという話は信義に反しますので、その辺は理解いただきたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 細かい話は予特ということになると思うのですけれども、この住宅手当のそもそもは、国家公務員が最初そういうことになったというのは、ご存じのとおり国、道においては転勤を前提とした職務体系というのが組まれていて、そもそも同一の場所に住んでいるということは想定していないということで、転勤に伴う生活面への配慮ということでこの手当が創出されたということで経過しているというのは私もよく知っております。ただ、そうしますと官舎がないということについては、それは今年の6月の定例会でもそういうご答弁がありましたけれども、官舎がないということについては、それは国や道あるいは全国展開している企業と市とは同一に考えられないというのは、それはよくご理解いただけたらと思います。それと、転勤を前提として官舎を整備しているから、持ち家手当が必要なのだというのは当然論理的な整合性がないわけです。官舎がない、転勤がない市の職員が官舎がないからといって、そのかわり持ち家手当を支給せよというのは全く整合性がないということだと思っております。それゆえ、国のほうからもそのような形で助言通知という形でなされているのと、そもそも21年の人勸をよく読むと、その前の人勸等もよく読んでいきますと、国家公務員の給与の水準というのは民間に準拠しているというのが大前提ということで、そもそも21年以前の調査等において民間において持ち家手当の支給率というのが非常に下がってきたというような状況もあって、それゆえに21年の人勸で持ち家手当を廃止したという経過もございます。そうしますと、国家公務員だからそうなのだということではなくて、あくまでも民間の給与に準拠した形での持ち家手当の廃止という流れがあったわけです。それはよくご存じではないかと思うのですけれども、そうした形で、あと先ほどのご答弁でお答えいただいている部分もあったと思うのですけれども、民間の企業、砂川市内の事業所における持ち家手当の支給状況について把握しているのかどうかということについてはご答弁いただけなかったような気がするのですけれども、それについて何ら配慮されていないのか。

最後の質疑になりますので、国家公務員の給与の決定については公務員法に基づいて、まず基本的には国家公務員に準拠せよというのが求められているのがまず大前提であって、国公準拠がそのことをもって納税者である市民の理解が得られるかということについては、またこれは別個の問題ということで理解していただきたいと思うのです。なぜなら、公務員の給与というのは市民の税金をもとにしているわけですから、ここに当たっては市民の

理解というのが大前提になるからです。ここは非常に重要な点なのですけれども、それは私たち全員が理解している部分だと思います。そうしますと、砂川市の持ち家手当については、他の自治体では新築は何年上乘せしますよとかなっていますけれども、年数の制限がなかったりとか、これは条例上は私は細則については存じませんが、住宅ローンを払った後でもこれはもらえるのですかとか、全く状況を知らない市民から言われれば、そういう状況なのですかとか、いろいろ疑問に思うところが非常にあると思うのです。何より、市内事業所における支給状況等というのは、これは持ち家手当を考えるに当たって非常に重要な論点になってくると思うのです。砂川市内の事業者、ある程度の規模の事業者の皆さんがこの手当を全員もらっているということであれば、それは地域の特殊な事情、全国的にはこうですけれども、砂川市あるいはこの近辺の自治体ではそういう状況だということであれば、それは特殊な事情ということで考慮しても当然だと思うのです。

それが恐らくそういった事情ではないかと思うのですけれども、そういった事情を考慮しないで、しかも国公準拠、当然人勸は法律ではありませんので、技術的、助言的な通知ということで、これを100%遵守せよという法律的な根拠はないわけですが、最低限そこは守られているということは、我々公務員、私は特別職地方公務員ですが、公務員の身分を守るということの大前提だということになると思うのです。それを逸脱した支給があるということであれば、それに当たっての説明責任というのは非常に重要になってくると思うのです。その説明責任の立証というのは市側から行わなければ、ここは市民の理解というのを得られるのはとても難しいと思うのです。私は常に市民といろいろ接している立場の者ですから、いろいろなお話し合いをするわけですが、給与の部分というのは、労使もそうですけれども、市民にとっても非常に繊細な問題だというのは私もよくわかっています。そうであればこそ、ここに当たってはしっかりと市民の理解というのが得られるということはとてもこれは重要なところですので、その立証責任と言ったらやや大きいですけれども、説明責任と言えばいいのかどうかというのはありますけれども、それについてはちゃんと根拠を示して説明できるような形にさせていただかないと、ここは行政全般に対する信頼感にもかかわってくる部分でもあります。もちろんそれは議会も、給与の前提として条例主義というのがありますよね、条例主義というのは当然我々議会が責任を持っている部分もあります。議決するわけですから、それはその一端を持っているのです、私たちは。ですから、それに当たってきちんと説明責任を果たせるような客観的な根拠を積み上げていただかないと私たちも非常に困るということなのです。そこは、ぜひ理事者側のほうもご理解いただきたいと思いますが、漠然とした最後の質疑になりましたけれども、基本的には説明責任ということに最後は尽きると思うのです。それについて最後に市の考え方をお伺いして私の最後の質疑にしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 答弁漏れがあったようでございます。持ち家の市内の状況とい

うのは、今現在把握しておりません。ただ、参考までに、30名以上の従業員の方の民間企業の社員の皆さんにアンケート調査を5年ほど前にとったことがございます。それは職員の給与のことではなくて別件なのですけれども、そのときは約半分ぐらいの企業さんが何らかの住居手当をしているというお話はいただいたところがございますけれども、正式な調査ではございませんので、それがこれだからいいだろうということには私はしていきたくないと思っているところでございます。

それから、官舎の考え、昨年的一般質問であった部分をまたお話がありましたけれども、官舎についても職員の福利厚生という部分では他の自治体、市町村であっても職員の住宅については準備していた部分も非常に多くございます。ただ、砂川に関していいますと、官舎を建てる建築費、それからもらう住居費を総合的に判断して、持ち家に住んでもらおうというようなことで、実際持ち家でない方もいらっしやいましたけれども、持ち家にしてもらおうということで進んだ部分でございますので、確かに国、道は官舎があって、転勤が云々ということもありますけれども、一般の市町であっても官舎というのを今現在でも用意している自治体があるということはご理解いただきたいと思ひますし、その部分については当市においては看護師ですとか医師とかという部分ではありますけれども、それ以外については用意していないというような経過もあったということはお理解いただかないと、なかなかこの件についてご理解いただけないような感じがするのですけれども、それから説明責任のお話もございました。これについては、住居手当だけに限らず、職員の給与、議員さんの部分も同じなのですけれども、今現在こういう金額で出しているというふうなことを毎年公表しておりますし、そこでここは実は国よりこれだけ大きいのですという話を1つずつ出してしまうということは、特殊勤務手当にしてもそうですし、議員さん、特別職の期末手当の金額が国公と違うということも出すとか、そういうような広く違うところを出さなければならないということがございますので、現在支給されている部分を出すというようなことで私どもは考えておりますので、住居手当だけを抜き出してこの状況を説明するというにはならないものというふうに思っているところでございます。

一応それで、説明責任という部分についてはメインで聞かれておりましたので、これで説明にしたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第10号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について総括質疑を行います。

1点目は、このたびの条例改正は道路法施行令の改正に伴うもので、道路占用料について政令に準じて額を統一するものです。数字上は従来より大幅に引き下げられるものですが、その影響額が概算でも出るのであれば、砂川市においてはどの程度影響が出るのか。あわせて、この種の施行令の改正は、例えば税法のように国の制度と連動してほぼ必ずと

言っていいほど国に準拠しなければいけないものなのか。

2点目に、この種の制度にはほぼ減免規定が存在します。現在の市の条例上も第2条第2項において、市長は、特に必要があると認めるときは占用料を減免することができるとなっておりますが、このたびの政令改正に準じて占用料の額を引き下げた上での減免となれば、実質的に収入はなく、常に免除に近い形になってしまうのではないかと。また、あわせて、減免については条例第2条第2項第4号の、市長が特別の理由があると認めたときとなっておりますが、これについては具体的な基準がないので、公平性という観点からはある程度の最低基準は必要だと思えます。このたびの改正が占用料の大幅な値下げであることに鑑みて、減免規定の適用はこれ以上の金額の引き下げや免除につながり、ある程度の想定されるものは示されるべきではないかと思えますが、その点について。

最後に、今回の条例改正は、さきにも述べたとおり、道路法施行令の改正に伴う条例改正です。国の政令に準じての金額の改定であるならば、その費目も時代に合わせて国に準拠すべきと考えます。今回の道路法施行令に伴う条例改正においては、今現在国が定める道路法施行令第19条に基づく別表と、今回の改正にも上がっている条例上の表の費目のつくりや文言が異なる箇所が何カ所かありますが、それについては現状なぜそのようなになっているのか。

以上のことを伺いまして演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君（登壇） 3点の質問がございました。順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、道路占用料の引き下げによる影響額についてであります。平成27年度の決算により申し上げたいと思えますが、決算額は479万4,980円となっております。これを引き下げによる単価に置きかえますと267万8,928円となり、211万6,052円の減額となるものであります。また、施行令と条例の関係につきましては、道路占用料の額は道路法第39条第2項において道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされており、国の通達などで地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることが求められており、多くの地方公共団体が国に準じて額を定めているところであります。

続きまして、道路占用料の減免規定についてであります。条例第2条第2項において、特に必要があると認められたときは減免できるとされており、減免となっておりますので、占用料を減額するもの、また免除するものがありますが、現在当市で減免しているものにつきましては全てが免除しているものであり、今回の改正が影響を及ぼすものではありませんが、減免額につきましては多額になっているものであります。減免につきましては、条例第2条第2項では、免除できる物件を道路法第35条に規定する事業及び地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの、公職選挙法による選挙運動のために使用する立

札、看板、その他の物件、街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場、このほか市長が特別に理由があると認めるときと定めており、多くは水道管、下水道管等であり、また市長が特別の理由があると認めたものとしたしましては、国の通達で免除するものとして示されているものを基準といたしまして、水道、下水道の各住宅等への引き込み地下埋設管、町内会で設置したごみステーション、案内看板などが対象となっているところであります。こちらにつきましては、現状といたしましては特に基準等を明示しておりませんが、今後減免等を行う際、将来的には全額免除ではなく率によって免除する部分も想定されているところでございますので、こちらにつきましてはある程度基準を示せるような形にしたいと考えているところでございます。

続きまして、道路占用料徴収条例の別表と道路法施行令の別表との違いについてであります。条例の別表につきましては道路法施行令の別表において示されている専有物件のうち、砂川市に該当するものについて定めているものであり、また内容の違いにつきましては、施行令の改正が行われた時点において改正内容として砂川市においては現行のとおりで問題がないと判断したことによるものであります。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 減免の関係についてはわかりました。細かい話になっていくと、やっぱり委員会で聞くべきだろうと思いますし、ただ今回の条例改正の中で額がかなり落ちているので、結構落ちるのだなと思えば、やっぱり半分近くは落ちているのかなというふうに理解しました。これについては、また改めて聞こうと思っております。

それから、減免規定の関係も今現在は支障がないようではございますけれども、今後は率によって免除するとかというようなことのお考えもあるようではございますから、この基準を示したいということであれば、対外的にわかるような形にさせていただければいいのかなというふうに思っておりますので、その辺内部のものだけとして扱うのか、対外的にもこういったようなものは公表されていくものなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、最後の3点目ですけれども、確かに今砂川市の内容にはないというお話もありましたが、国の施行令に準じて今回は占用料徴収に関して額を準拠するというものでしたけれども、当然額を徴収するに当たっては各費目が明示されているわけでありまして、その費目について砂川市で今後将来そういったようなことが発生しないということもわかりませんが、これは、いつ何ときどういうふうになるか。ですので、それはやっぱり合わせるべきだろうと。非常に細かい話にはなっていきますけれども、現在の提案されている条例の中の附属説明資料を見て、別表の第2条関係、ここの法第32条第1項第1号に掲げる工作物の一番下のところでございますけれども、地下電線その他地下に設ける線類というふうになっていると。これは、平成7年10月25日に公布された政令第363号で新設された

区分であります。それがずっと砂川市は改正をしてこなかったのですが、平成18年11月15日の政令第357号で、ここの中身を地下電線その他地下に設けるを地下に設ける電線その他の線類に改めていると。これは、公務員の皆さんには釈迦に説法ですけれども、私の個人的な見解ではなくて、条例や法律を読むときにその他とその他では意味合いが全然違います。現在のこの条例の中に上がっている地下電線その他地下に設ける線類というのは、その他地下に設ける線類の代表的な例示として地下電線が挙げられている。ところが、現在の道路法施行令の中では、地下に設ける電線その他の線類となっているわけですから、地下に設ける電線とその他の別の線類、AとBと両方があるというふうにして対象が拡大されているわけです。ですので、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、道路法施行令の改正というのは今までも何度も行ってきましたから、多分いろいろと砂川市には当時は想定されることがなかったのかもしれませんが、今後はどうなるかわからないので、ここはやっぱり統一していくべきだろうと。当然これだけではなく、まだ若干道路法施行令の別表と異なっているところはあるのですが、将来的には明らかに砂川市内では発生しないであろうというものの費目を除いては、あとは統一しておくほうが今後何かあったときには対応できると思いますので、今後臨時会もありますし、3月には定例議会もあります。できるだけ早期に私はここは直していくべきだと思いますけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 2点ほどご質問があったかと存じます。

初めに、減免の関係ですけれども、減免の規定につきましては今は通達等に基づきながら減免をしておりますけれども、今後考えられるものとしたしましては、例えば地下の電線の地中化ですか、そのような形になりますと率で減額することも考えられます。今国道のほうではそれらのことが進められるという状況でもございますので、それらを踏まえながら、全体的に規則で定めるのか、また別な形で定めるのかは現在検討中でありまして、公表するような形で明らかに市民の皆さんにわかっていただけるような形の中で定めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、国の施行令に準じた条例の改正ということでございます。議員さんのほうからお話がありました現状といたしましては、若干表裏的に言いますと、例えば地下電線の部分につきましても余り影響はないと考えたのかとは思いますが、現状といたしましては、またこの部分につきましても新たに設けられました地下に設ける電線その他の線類というものは、例えば電線の共同溝ですとか、キャブですとか、そういうものを示すという形で別に示されておりますので、このような部分につきましても先ほどご答弁申し上げました電線の地中化とともに砂川市に影響が及ぶことも考えられます。この点も踏まえながら今後改正していきたいというふうに考えておまして、施行令の中には例えば津波からの一時的避難場所としての機能を有する施設など、砂川市としては将来的にも考え

られない部分がございますので、その部分については同様な形ということにはならないかと思えますけれども、基本的には将来的に想定されるものにつきましては施行令に合わせた改正をしていきたいというふうにも考えているところでございます。提案説明の中で若干お話をさせていただきましたけれども、道路法施行令につきましては現状といたしましては2度ほどもう既に、施行令のほうは3年に1度という形の中で改正されているところでございます。現在得ている情報といたしましては、国のほうは29年4月1日からまた施行令の改正をするということで今準備を進めているようでありまして、こちらにつきましては1月中旬に公布の予定という情報も入っております。砂川市におきましては道路占用料の徴収条例につきましては12月議会に提案をさせていただくという経過がありますので、どうしても国に準拠するといたしましても1年おくれになるケースが多くございます。こちらにつきましては、そのようなケースになることも想定されますけれども、基本的には今後できるだけ早い時期に施行令に合わせた条例という形の中で、例えば別表等も定めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号、第7号、第5号、第6号、第12号、第8号から第11号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第1号 平成28年度砂川市一般会計補正予算について総括質疑を行います。

初めに、このたびの予算においては市が土地開発公社より用地買収するという事で予算計上されています。先ほどの提案理由の説明でもありましたが、このたびの用地の取得は、今後福祉会へ貸与を行い、施設建設等に役立ててもらうためと理解しております。手続として市が取得し、普通財産になった後に実際に福祉会への貸与を含めてスケジュールとしてどのように進められていくのか。

2点目に、今回は用地買収費用の予算計上です。過去のにはさまざまな公共的な施設などの建設に対して時間差を置いて行政から手厚い支援が行われた時代もありましたが、今回においては用地を取得した後は福祉会側に貸与するだけで、追加的な費用がかかるようなことはないのか。

最後に、このたび市が購入する土地の図面を見ると、購入する土地が極めて不規則であるように見えますが、今回購入の対象に入っていない周辺の土地についても福祉会へ貸与する際には必要だと思えます。その点現状既に周辺は全て市が保有する土地なり、何らかの対応済みとなっているのか。

以上のことを伺いまして、演壇からの初回の質疑といたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 一般会計補正予算についての質疑でございます。

まず、用地買収に係るスケジュールについてでございますけれども、土地開発公社より取得する用地を福祉会へ貸与するまでのスケジュールということでございますけれども、経過として本年10月に福祉会より建設に係る要望書が提出されておりました、その中で土地の使用については来年1月末までに使用可能としてほしいというように要望されているところでございます。このことを踏まえまして、現時点の想定スケジュールでは、補正予算の議決をいただいた後に今月中に土地開発公社と売買契約を締結して、代金を納入後に所有権移転の手続を進めるという予定にしておりますので、移転の手続には一定の期間を要しますので、1月中に無償による使用貸借の契約を締結したいというふうに考えているところでございます。

それから、追加費用の部分についてでございますけれども、用地買収の部分については測量等々の部分が必要ないので、市が土地を貸与するに当たっては特別にそういう経費は発生しないものというふうに考えているところでございます。

それから、購入予定地以外の部分でございますけれども、条例の説明資料にも載せておりますけれども、ちょっといびつな形態をしている土地でございますけれども、下の三角地についてはもともと市の用地ということでございます。56番の1という土地についてはもともと市の土地でございますので、この土地を加えた合計3筆を貸与するという予定になっているところでございますし、隣接についても北側についてはまさに今使っている土地でございますし、南側については南1丁目線という道路用地でございますので、ほかについては特に追加での貸与というふうなものはないものと思っているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 一般的なスケジュールは今答弁をいただいてわかったのですが、この種の特別養護老人ホームみたいな、またはそれ以外の福祉施設でもいいのですが、そういったようなものを建設するときって往々に国や北海道の補助金等が入ることというのも十分従来からは考えられることなのだと思いますが、先ほどの答弁の中で1月末までに使用可能としてという要望があるということも相手側の意向があるということもわかるのですが、ただ補助金が入るとすれば、通常は春期とか秋期といった節目節目であるのが一般的なのかなということだったので、これは相手と交渉の中で決まったことだと思っておりますが、通常で考えるのであれば、今のこの時期ではなくても3月議会の補正でも十分対応ができたのかなというふうに思っているのですが、補助金が若干絡む話、補助金のある、なしというのもよくわからないのですが、これから冬本番を迎えていきますし、その土地を相手側に貸与しても、貸与したからあとは相手の自己都合で好きに

できるというわけでもないでしょうから、その辺というのは市としてどういうふうを考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） 今議員さんから福祉会の特別養護老人ホームの建設の件で3月でも間に合うのではないかなというふうなお話、この議会で提案する理由ということでございますが、まず平成29年度の地域密着型の特別養護老人ホームの建設ということでございます。こちらの実施主体となります砂川福祉会におきましては、道からの補助金といえますか、介護サービス提供基盤等の事業費交付金というものを活用して整備する予定としているところでございますが、こちらの交付金にありましては29年度の交付金ということで、その年度内に確実に事業を完了させることが必須とされているところでございます。このため福祉会からは、用地を早期に確保して平成29年度の当初から建設に着手したい旨の要請を受けたものでありまして、市といたしましても無理のない工程を組んでいただくということに対しましては必要性を感じまして、本定例会での提案としたところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております12議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時44分